

総社市告示第84号

総社市瓦屋根耐風改修等事業費補助金交付要綱（令和4年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第4条、第5条関係）			別表（第4条、第5条関係）		
事業区分	建築物の要件	補助金額	事業区分	建築物の要件	補助金額
耐風診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 市内に存する住宅であること。 (2) 令和3年12月31日以前に工事に着手した住宅であること。	耐風診断に要する経費（一棟につき <u>31,500円を限度</u> ）の3分の2以内の額	耐風診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 市内に存する住宅であること。 (2) 令和3年12月31日以前に工事に着手した住宅であること。	耐風診断に要する経費の3分の2以内の額（一棟につき <u>31,500円を限度</u> ）
耐風改修事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 市内に存する住宅であること。 (2) 令和3年12月31日以前に工事に着手した住宅であること。 (3) 告示基準に適合していない住宅であること。 (4) 耐震基準に適合した住宅であること。	耐風改修に要する経費（一棟につき <u>240万円を限度</u> ）又は1平方メートル当たり24,000円に屋根面積を乗じて得た額のいずれか少ない金額の100分の23以内の額	耐風改修事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 市内に存する住宅であること。 (2) 令和3年12月31日以前に工事に着手した住宅であること。 (3) 告示基準に適合していない住宅であること。 (4) 耐震基準に適合した住宅であること。	耐風改修に要する経費又は1平方メートル当たり24,000円に屋根面積を乗じて得た額のいずれか少ない金額の100分の23以内の額（一棟につき <u>240万円を限度</u> ）

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。